令和５年度
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

肺炎は、わが国の死亡原因の第３位となっており、日常的に生じる成人の肺炎のうち25%～30%は肺炎球菌が原因と考えられています。23 価肺炎球菌ワクチンは、１回の接種で肺炎球菌の 23 種類の型に対して免疫をつけることができ、ワクチンを接種することで成人の肺炎球菌による感染症の 70%を防ぐことができるといわれています。

平成 26 年 10 月 1 日から高齢者の 23 価肺炎球菌ワクチンは定期接種となっていますので、富良野市では令和５年度下記の方を対象に予防接種を実施します。

《対 象 者》※過去に 23 価肺炎球菌ワクチンを受けたことがある方は対象となりません。

①６５歳の方

②６０歳以上６５歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器及びヒト免疫不全ウイルス等の機能障害による身体障害者手帳 1 級に該当する方（接種の際に身体障害者手帳を持参してください。）

★経過措置対象者

平成２６～２８年度の６５歳相当の接種率は全国で４０%程度であることから、これまで接種を受けていない方への接種機会を提供するために、引き続き令和元年度から令和５年度までの間は、当該年度に６５歳・７０歳・７５歳・８０歳・８５歳・９０歳・９５歳・１００歳になる方を対象とします。

※令和５年度は下記の生年月日の方が対象です。

対象年齢	生年月日
６５歳	昭和３３年４月２日～昭和３４年４月１日
７０歳	昭和２８年４月２日～昭和２９年４月１日
７５歳	昭和２３年４月２日～昭和２４年４月１日
８０歳	昭和１８年４月２日～昭和１９年４月１日
８５歳	昭和１３年４月２日～昭和１４年４月１日
９０歳	昭和　８年４月２日～昭和　９年４月１日
９５歳	昭和　３年４月２日～昭和　４年４月１日
１００歳	大正１２年４月２日～大正１３年４月１日

★経過措置対象の方には、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種受診券」を送付します。過去に自費で接種した方に受診券が届いた場合は、お手数ですが保健センターまでご連絡ください。

《接 種 期 間》　　**令和６年３月３１日まで**

《接 種 回 数》　　**１　回**

★実施医療機関・接種費用については、うら面をご覧ください。

《実施医療機関》　次の市内医療機関で受けることができます。

※事前に予約が必要です。

富良野協会病院	23-2181	かわむら整形外科医院	22-4341
ふらの西病院	23-6600	北の峰病院	22-2011
内海内科クリニック	39-1133	ふらの消化器・内科ｸﾘﾆｯｸ	56-7058
かとう整形外科クリニック	22-3795	ふらの皮フ科	22-0208
渡部医院	22-2025		

★受診の際は、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種受診券」と保険証をご持参ください。

《接　種　費　用》　　２，３００円

★生活保護世帯・市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方は、接種費用が免除されます。
　次の①～⑥のいずれかの書類と、保険証など本人確認できるものを医療機関へお持ちください。

①生活保護受給証明書（市福祉課保護係で交付します。）

②介護保険料額決定通知書または介護保険料納入通知書（所得段階区分が第１～第３段階の方が対象です）
※６月末までに接種する場合は令和４年度のものを、７月以降に接種する場合は令和５年度のものを提出してください。

③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
※国民健康保険の認定証は使えません。

④介護保険負担限度額認定証

⑤重度心身障害者受給者証（老初）

⑥高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種自己負担金免除対象者証明書

（②・③・④・⑤の書類がない場合、保健センターで交付します。）

◆「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用自己負担金免除対象者証明書」の交付手続について

交付を希望する人の氏名・住所・生年月日が確認できる書類（マイナンバーカード・保険証・運転免許証など）と印鑑を持参して、保健センター１階保健医療課で手続きをお願いします。

〇保健センターに出向いて手続きができない場合は、お問い合わせください。

※費用を支払って接種した後の接種費用の払い戻しはしません。

☆入院や施設入所などで、富良野市以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

＜詳細・問い合わせ＞

富良野市保健センター　保健医療課健康推進係

電話　３９－２２００